平成２５年（フ）第２８９号
広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目20番10号
債務者　上野　　明
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
鳥取県鳥取市青谷町河原342番地１
債務者　谷口　博文
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　哲也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
広島県呉市三和町17番９号中村アパート２階、申立時の住所広島県呉市本町６番12―401号
債務者　城藤　義信
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第７７号
山梨県甲斐市西八幡3753番地３
債務者　佐藤　義興
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　高晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１０号
大阪府寝屋川市明徳１丁目10番22号
債務者　内田　智子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　奈央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３５７号
大阪府守口市大宮通３丁目15番３号
債務者　奥田　　覚
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名波　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１３号
大阪府八尾市東老原２丁目13番地の１　ラビスタ志紀206号
債務者　吉村工業こと　吉村　　透
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鮎川　卓史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９５号
大阪市淀川区十八条２丁目13番28号
債務者　千原豊こと　千　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０号
大分県中津市大字牛神359番地
債務者　矢岡　正弘
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
埼玉県熊谷市船木台３丁目11番地11
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９９号
旭川市７条西６丁目１番23号　フローラ202号
債務者　山川　裕司
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５５号
大阪市東成区大今里西２丁目１番５―401号
債務者　嶋村　真次
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達友基子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２５号
大阪府吹田市春日２丁目14番11号
債務者　田中　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
岐阜県飛騨市神岡町殿851番地１
債務者　石盛　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１４１８号
大阪府富田林市高辺台１丁目２番23号
債務者　髙島　　明
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７４号
宮崎市錦本町４番52号　リバータウン錦本206号
債務者　岩井　里味
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹田　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係